

米国トランプ政権の 関税政策の要旨

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課（北米班）

2026年7月27日

※最新情報は、日米両政府の発表資料を参照してください。

本資料は、日米両政府からの公式発表または書簡での通告を基に作成しています。



1 主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧（2026/7/24～）

(注1)

原産国・地域

対象品目



左記以外の
国・地域

鉄鋼・アルミ製品

50%

50%

50%

50%

50%

50%

関税割当の設定を検討

50%

50%

英国は25% (注2)

銅製品

25-50%

25-50%

25-50%

25-50%

25-50%

25-50%

25-50%

25-50%

鉄鋼・アルミ
派生品

15-50%

15-50%

15-50%

15-50%

15-50%

15-50%

15-50%

15-50%

産業機器、電力網関連機器、農業機械に用いる場合、
2027年12月31日まではMFN税率>15%→MFN税率、MFN税率≤15%→15%
建設・運搬機械は、一部の国・地域で上記の期日まで軽減措置が適用。

英国は15-25%
(注2)

米国で85%以上を溶解・注湯した鉄鋼を使用する派生品、精錬・鋳造した銅を使用する製品および精錬・鋳造したアルミを使用する派生品は10%

自動車・同部品

2025年4月5日以降に米国で組み立てられた自動車の部品に追加関税が課された場合、自動車の希望小売価格の3.75%を部品関税の支払いに充当可能

25%

25%

25%

25%

25%

15%

15%

25%

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用
自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除

英国は年間10万台まで10%、
日本・EU・韓国・台湾はMFN税率を含め15%

中・大型
トラックおよび
同部品

2025年11月1日以降に米国で組み立てられた自動車の部品に追加関税が課された場合、自動車の希望小売価格の3.75%を部品関税の支払いに充当可能

25%

25%

25%

25%

25%

25%

25%

25%

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用
自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除

木材・製材

10%

10%

10%

10%

10%

10%

10%

10%

木材製品

(ソファなど布張りの木材製品、
キッチンキャビネット、
洗面化粧台および同部品)

25%

25%

25%

25%

25%

15%

15%

25%

2027年1月1日に関税率を引き上げ予定

英国は10%、日本・韓国・EU・台湾はMFN税率を含め15%

半導体

(特定の仕様を満たす製品)

25%

25%

25%

25%

25%

25%

25%

25%

上記以外の品目

232条に基づく追加関税の対象となっている品目、米国内で供給できなくなる恐れがある原材料、米国経済全体に混乱を招きかねない製品などは対象外

12.5%

10%

10%

37.5%

10%

MFN税率との
合計で10%
MFN>10%の場合
MFN税率のみ

MFN税率との
合計で12.5%
MFN>12.5%の場合
MFN税率のみ

USMCAの原産地規則を満たす製品は対象外

(注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。

(注2) 英国で95%以上を溶解・注湯した鉄鋼を使用する鉄鋼製品・派生品および精錬・鋳造したアルミを使用するアルミ製品・派生品

(注3) 青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は1974年通商法301条を根拠法に発動 (出所) 米国政府発表資料などから作成 (2026年7月27日時点)

IEEPA関税の還付

1 | IEEPA関税 - 還付の動向

- 米国連邦最高裁判所は2026年2月、国際経済緊急権限法（IEEPA）を根拠とする相互関税や国別関税（中国、カナダ、メキシコなど）を同法違反とする判決を下した。
- 最高裁判決後、国際貿易裁判所（CIT）は3月に、米国税関（CBP）に対し、IEEPA関税の還付を命じた。CBPは4月に、還付システム（CAPE）を通じた還付申請の受付を開始した。

徴収が停止されたIEEPA関税

対象国地域	発動理由	税率（適用停止時点）
世界各国	貿易赤字削減	10～41%
カナダ、メキシコ、中国	違法薬物等の流入防止	10～35%
ブラジル	ブラジルの米国企業・国民に対する措置への対処等	40%
インド	ロシア産原油輸入に対する「2次関税」	0%（注）

（注）インドに対する関税率は2025年8月～2026年2月に25%。2026年2月に撤廃。

IEEPA関税還付を巡る動向

年月日(2026年)	内容
2月20日	最高裁判決
3月4日	CITがCBPに対し、全ての <u>未清算および清算が最終清算でない輸入申告</u> について、 <u>再清算を命令</u>
3月6日	CBPがCITに対し、関税還付を行うための「統合通関管理・処理システム（CAPE）」を開発・導入する計画を報告
3月27日	CITはCBPに対し、 <u>精算が最終清算済みの輸入申告</u> について、 <u>再清算を命令</u>
4月20日	CBPが <u>CAPEシステムの運用開始</u> 。「フェーズ1」の還付申請の受付を開始
5月12日	還付金の支払開始
6月2日	トランプ政権がCITの還付命令の差し止めを求め控訴
6月29日	「フェーズ2」の還付申請の受付を開始
7月13日	CBPはCITに対し、IEEPA関税の徴収額の約70%分に還付の目途がついたと報告（7月10日時点）

（出所）米国政府資料、メディア報道を基にジェトロ作成（2026年7月27日時点）

2 | IEEPA関税 - 還付の対象範囲

- CBPは4月20日から、未清算および清算後80日以内の輸入申告の還付申請受付を開始（フェーズ1）。6月29日からフェーズ1対象外となっていた一部の輸入申告の還付申請受付を開始（フェーズ2）。
- CBPは、**フェーズ3で最終清算された輸入申告なども処理**できるように機能拡張する予定と説明。IEEPAに基づいて徴収された**関税総額の90%以上が、フェーズ1～3でカバー**される見込み。



【フェーズ1対象外の輸入申告】

- ・ **調整（reconciliation）対象としてフラグが立てられた輸入申告。 → 「フェーズ2」対象**
- ・ ドローバック（drawback）対象の輸入申告。
- ・ 未解決の異議申し立て（protest）対象の輸入申告。
- ・ ACEに提出されていない輸入申告、およびACEに清算ステータスがない輸入申告。
- ・ アンチダンピング関税（AD）、補助金相殺関税（CVD）対象の輸入申告（商務省が清算指示を発行し、19 U.S.C. § 1504(d) に従って清算が保留されている。）

関税還付に必要なアカウント開設ステップ

ステップ	手順書（英語）
電子申告システム（ACE）ポータルアカウントの登録	CBP手順書（2025年10月）
ACEポータルアカウントで輸入者サブアカウントの登録	CBPウェブサイト
ACEポータルアカウントで関税還付用の米国銀行口座を追加	CBP手順書（2025年12月）
ACEポータル内のCAPEタブで関税の還付を申請	CBP手順書（2026年4月）

3 | IEEPA関税 - 還付の仕組み

- 還付は電子申請システム（ACE）を通じて4段階で実施。2026年7月時点でIEEPA関税徴収額1,660億ドルのうち、**1,218億ドル（約7割）で還付が承認済み**。
- ただし、還付の受け取りに当たっては、**あらかじめ自動決済機関（ACH）への関税還付用の米国銀行の口座登録が必要**となる。

「統合通関管理・処理システム（CAPE）」の機能

1

請求ポータル
Claim Portal



運用開始後、輸入業者および通関業者の電子申請システム（ACE）ポータルに新しいタブが表示され、申告者は、**IEEPA還付を請求する輸入申告（entry summary）の一覧を含むCSVファイルをアップロード**できるようになる。提出後、ACEは、①ファイル検証（file validations）、②輸入申告検証（entry validations）の2つの検証を行う。

2

一括処理
Mass Processing

検証が完了した輸入申告から、該当するIEEPA関税のHTSコード99章を自動的に削除する。IEEPA関税のHTSコード削除後、通常の輸入申告の処理と同様に、申告されたその他のHTSコードに基づき、IEEPA関税を適用しない場合の関税額を再計算する。**一括処理完了をもって、CAPE申告が受理**される。

3

審査および清算・再清算
Review and
Liquidation/Reliquidation

CAPE申告受理日から指定日数後に当該輸入申告を自動的に清算／再清算対象に設定する。また、必要に応じて手作業で審査を実施する。また、自動的に利子を計算する。清算・再清算の処理は月～木曜に実施される。

4

還付
Refund



設定された清算／再清算日に達すると、ACEは当該輸入申告をCAPE専用還付プロセスに自動で振り分ける。CAPE還付処理では、清算／再清算日および輸入申告者（IOR）（またはIORがCBP Form 4811で指定した還付受領者）ごとに還付額をまとめて処理する。処理が完了すると、指定した銀行口座へ電子送金する。

- ① **ファイル検証**：必要な情報がすべて含まれているか、情報が適切な形式か、提出者が記載された輸入品目について記録上の輸入者（IOR）か、あるいはIORに代わって輸入申告を提出した認定通関業者（authorized broker）か、およびCSVファイル自体が破損していないかを確認する。
- ② **輸入申告検証**：ファイル検証通過後、ACEは各輸入申告の検証に進み、提出されたCSVファイルに記載された輸入申告番号がACE内に存在すること、当該輸入申告において少なくとも1つのIEEPA関税のHTSコード99章の番号が申告されていることを確認する。

✓ **還付は自動決済機関（ACH）を通じて電子上で実施。**

✓ 受取人は、還付専用の米国銀行の口座情報をCBPに登録しておく必要

✓ 受取人が還付用の銀行口座情報を登録していない場合は、ACEポータル経由で登録する必要

日米関税合意と対日関税の概要

1 強制労働に関する301条関税に基づく対日関税率 (2026年7月24日～)

- トランプ政権は7月24日、1974年通商法122条に基づく関税の失効に伴い、強制労働製品の輸入禁止措置に関して301条関税を新たに発動。日本を含む60カ国・地域を対象に10～12.5%の追加関税。
- **日本に対しては、一般関税率が12.5%未満の場合、一般関税率と301条関税を合計して12.5%。一般関税率が12.5%以上の場合、301条関税はゼロ**となる。

	強制労働に関する301条関税の概要
日本に対する 関税率	■ 一般関税率が12.5%未満の場合：一般関税率と301条関税を合計して12.5% ■ 一般関税率が12.5%以上の場合：301条関税はゼロ（一般関税率のみを課す） ■ 一般関税率が従量税や混合税の場合、一般関税率に基づいて支払う関税額をその品目の関税評価額で割って従価税に換算した関税率を算出する（注）。 （注）例えば、MFN税率が50セント/kgの従量税、1kgの関税評価額が10ドルの場合、従価換算関税率は50セント÷10ドル（1,000セント）＝5%となる。
2025年7月の 日米合意との関係	■ グリアUSTR代表のメディアインタビュー（6月4日）：米国は、EU、日本、その他の国・地域と締結した合意の関税率の上限を尊重する。 ■ 赤澤経済産業相の閣議後記者会見（7月24日）：「日米間で、昨年の合意は不変であり、両国はその実施に引き続きコミットをしているとの理解も共有している。加えて、米国に対し、最終的に、日本に対して、昨年の合意を超える追加関税が課されることはないことも確認している」

（出所）米国政府公開資料、メディア報道（2026年7月27日時点）

2 | 日米関税合意（2025年7月）の概要

- 日米両政府は2025年7月、関税協議で合意に至ったと発表。日本に対する相互関税率は7月31日の大統領令で15%に引き下げ（2025年8月7日～）。
- **一方、相互関税は米国の連邦最高裁判所が2026年2月20日に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税は無効と判断したことを受け、2026年2月24日に適用停止となった。**

	合意の内容（2025年7月22日時点）	
米国の関税措置	■ 日本に対する相互関税率を25%から15%に引き下げ。	2026年2月24日に適用停止
	■ 一般関税率（MFN税率）が15%未満の品目にかかる税率は、MFN税率と相互関税を合わせて15%。MFN税率が15%以上の品目は、MFN税率のみ適用され、相互関税は適用されない。	
	■ 8月7日以降に徴収される相互関税のうち、日米間の合意を上回る部分について、8月7日にさかのぼって払い戻し（遡及効）がされると、米側より説明あり。	
	■ 1962年通商拡大法232条に基づく自動車・同部品に対する25%の追加関税を、MFN税率を含めて15%に引き下げる大統領令が、相互関税に関する大統領令の修正と同じタイミングで発出されると、米側より説明あり。	
	■ 半導体や医薬品に分野別関税が課される場合、日本が他国に劣後する扱いとはならない。	
日本の対米投資	■ 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、人工知能（AI）・量子など経済安全保障上、重要な分野について、日米が共に利益を得られる強靱（きょうじん）なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。	
	■ 日本企業が関与する医薬品や半導体などの重要分野での対米投資を促進すべく、日本の政府系金融機関が最大5,500億ドルの出資・融資・融資保証を提供することを可能に（出資の際の日米の利益配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9とする）。	
日本の対米輸入	■ 日本はバイオエタノール、大豆、トウモロコシ、肥料などを含む米国農産品、半導体、航空機などの購入を拡大。	
	■ コメについて、年間77万トン程度を無税で輸入する現行のミニマムアクセス（最低輸入量）の枠内で、日本国内の需給状況なども勘案しつつ、米国からの調達を増やす。	
	■ 今回の合意には農産品を含めて日本側の関税率引き下げは含まず。	

3 | 日米関税合意に基づく対日関税の概要

- トランプ大統領は米国時間2025年9月4日、日米合意を履行する大統領令を発表。相互関税と自動車・同部品関税を日本政府の発表内容どおりに修正。民間航空機・同部品には相互関税などは課さない。
- 相互関税の修正は8月7日に遡って適用。自動車・同部品、民間航空機・同部品に対する関税の修正は、9月16日から適用。**一方、相互関税は2026年2月24日に適用停止となった。**

	大統領令に基づく関税引き下げの内容（2025年9月4日の大統領令発表時点）
自動車・同部品関税	■ MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税を合わせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない。 ■ 関税率の修正は、米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用。 ■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。
航空機・同部品	■ WTOの民間航空機貿易に関する協定の対象品目（全ての民間航空機やその部品など。無人航空機は除く）は、相互関税、鉄鋼・アルミニウムおよび銅に対する232条関税の対象外。 ■ 関税率の修正は、米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用。 ■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。
相互関税	■ 一般関税率（MFN税率）と合わせて15%。MFN税率が15%以上の品目に相互関税は課されない。 ■ 関税率の修正は米国東部時間2025年8月7日午前0時1分以降の輸入に遡って適用。余分に支払った関税は、米国税関・国境警備局（CBP）による標準的な還付手続きに従い還付される。CBPは関税が支払われる前の申請を求めており、可能な限り通関後10日以内の申請を推奨（注1）。 （注1）関税を支払った後でも、関税清算前であれば事後修正（PSC）、清算済みの場合は異議申し立て（protest）が可能。PSCの詳細はCBPのウェブサイト、ユーザズガイドを参照。異議申し立ては、清算から180日以内に輸入者、代理人または弁護士がCBPに対して行える。通常、CBPフォーム19というフォーマットが利用される。詳細はCBPのウェブサイト参照。 ■ MFN税率が従量税や混合税の場合、MFN税率に基づいて支払う関税額をその品目の関税評価額で割って従価税に換算した関税率を算出する（注2）。 （注2）例えば、MFN税率が50セント/kgの従量税、1kgの関税評価額が10ドルの場合、従価換算関税率は50セント÷10ドル（1,000セント）＝5%となる。 ■ 適用除外品目など関税率以外の内容は変更なし。 ■ 商務長官は、米国内で入手不可能（または米国内需要を満たすのに十分な規模で入手不可能）な天然資源、ジェネリック医薬品（原料、化学前駆体含む）に関して、日本産品に対する相互関税率をゼロに修正する権限を有する。関税率の修正時期と対象品目は、米国の国益や大統領令の目的などに鑑みて決定する。

**2026年2月24日
に適用停止**

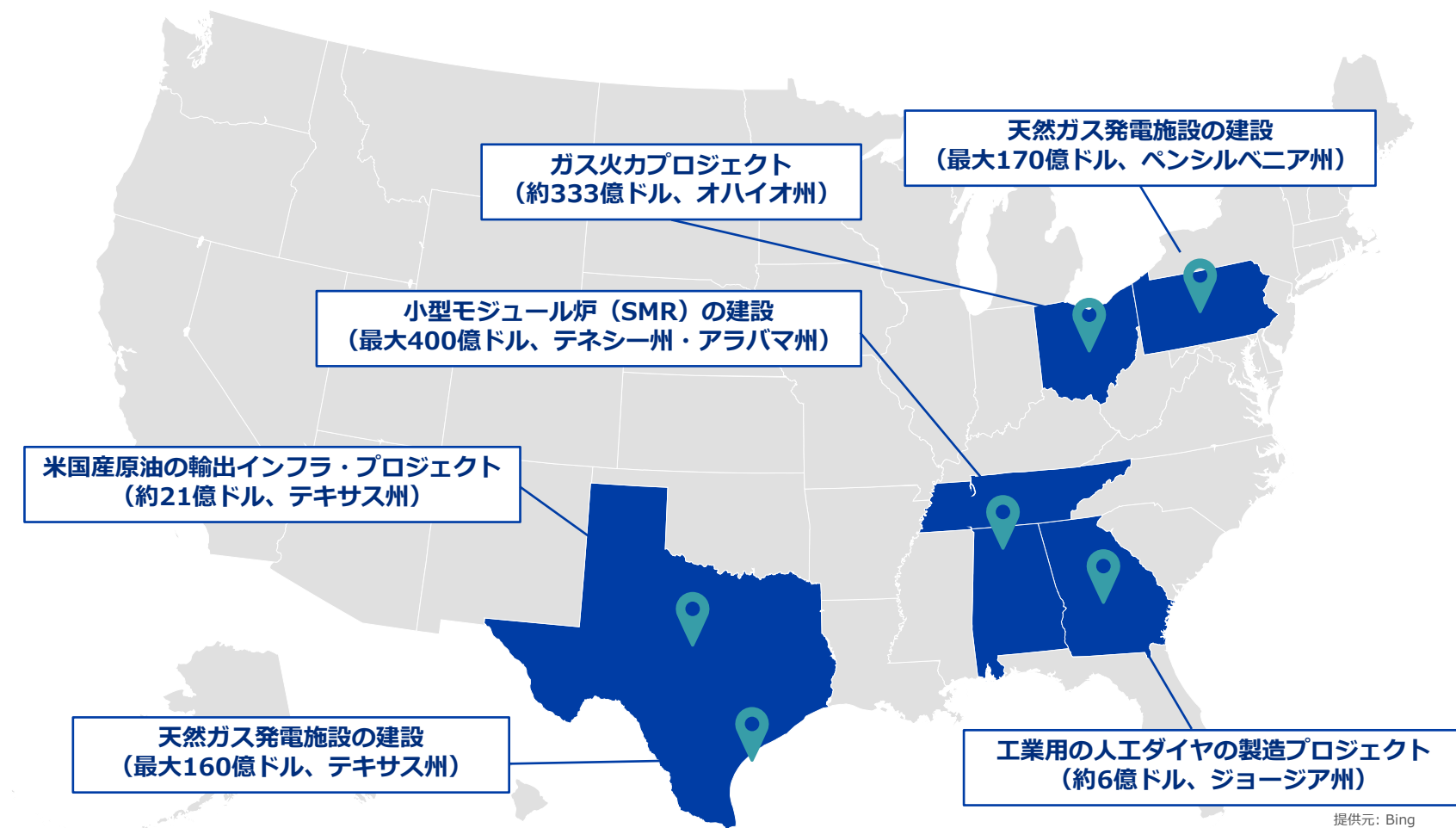
4 | 日米関税合意に基づく対米投資の主な内容

- 日本の高市早苗首相と米国のトランプ大統領は10月28日、日米首脳会談を実施。
- 米国側は日米関税合意（7月22日）の内容の1つである対米投資に関するファクトシートを公表し、日米両国が関心を有しているプロジェクトの分野を明らかにした。

日米両国が関心を有している対米投資プロジェクトの分野	
エネルギー	■ AP1000原子炉およびBWRX-300など小型モジュール式原子炉（SMR）の建設 ■ 発電所、変電所、送電システムなどの大規模な電力および産業インフラにおけるプロジェクト管理、エンジニアリング、調達、建設サービスの提供 ■ 送電網の電化および安定化システムに対するガスタービン、蒸気タービン、発電機など大型電力機器の供給 ■ 大規模電力インフラ構築のための仕様、設計、調達、組立、統合、運用、メンテナンスの設計・開発 ■ 電力インフラ向けの冷却装置、空調システム、冷却液配分ユニットを含む熱冷却システムおよびソリューションの供給 ■ 天然ガス送電およびその他の電力インフラサービスの提供
AI向け電源開発	■ AI 向けの電源開発（ガス火力、原子力）の検討
AIインフラの強化	■ データセンター向け機器および発電システム、ならびにトランスフォーマーなどの電力インフラの供給 ■ バックアップ電源およびエネルギー貯蔵システム（ESS）向け製品や先進的電子部品の供給 ■ ESS、その他の電子機器・先端電子部品の供給 ■ 光ファイバーケーブルの供給 ■ データセンター用変圧器など変電設備機器、パワーモジュールの供給
重要鉱物など	■ 米国西部の銅製錬・精錬施設の建設 ■ グリーンフィールドのアンモニアおよび尿素肥料施設の建設 ■ 高圧・高温によるダイヤモンド砥粒製造施設の建設 ■ 米国南部の船舶航路の改善 （載貨重量10万トンクラスの原油タンカーの対応を可能にする浚渫（しゅんせつ）・拡幅を含む） ■ リチウム鉄リン酸塩の生産施設の建設

5 | 対米投資は6プロジェクトが発表済み

- 日米両政府は2月18日、日本の5,500億ドル規模の対米投資の第1陣として3件、3月19日には第2陣として3件のプロジェクトを発表。次世代原子炉や天然ガス発電施設などのプロジェクトが含まれる。



(注) 投資額は一部の案件で見込み、推定額も含む
(出所) 日米両政府の公式発表資料から作成 (2026年7月27日時点)

提供元: Bing
© GeoNames, Microsoft, TomTom
Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

301条関税措置

1 | 1974年通商法301条に基づく調査・措置の概要

- 1974年通商法301条は、外国の不公正な貿易慣行などに対し、USTRが大統領の指示に従い、輸入制限措置などの対抗措置を講じること認める。原則として、301条に基づく措置の発動には、USTRによる12カ月以内の事前調査が必要となる。

301条調査の対象

外国政府による法律、政策、規制、慣行など広範な措置のほか、不合理又は差別的な措置（例：技術移転の強制、知的財産権侵害、デジタルサービス税等）が対象。

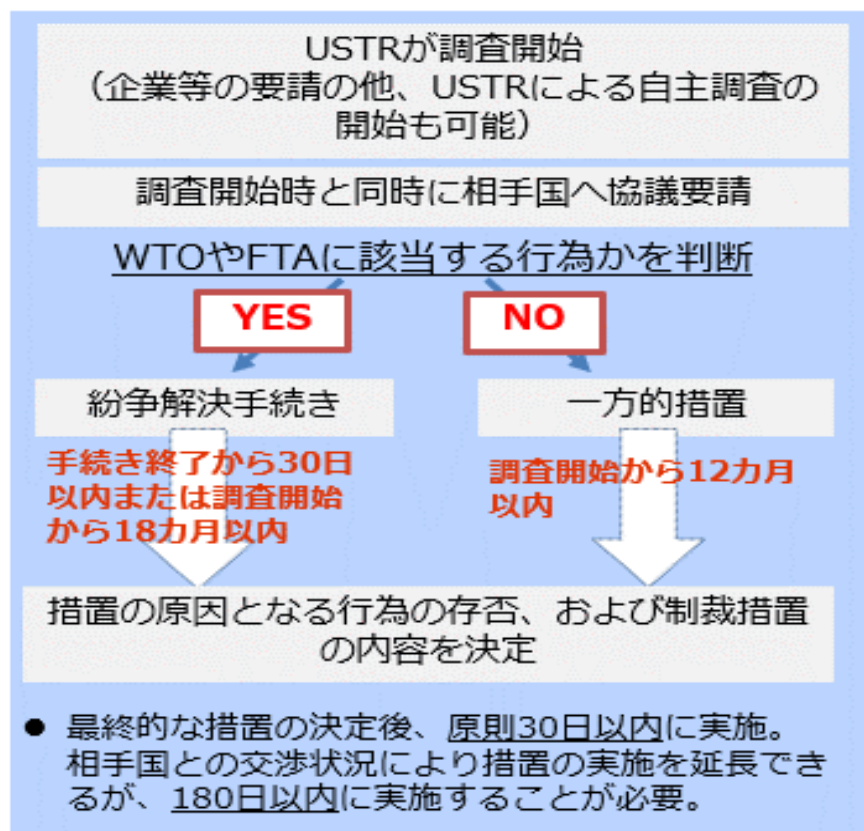
301条調査の方法

301条調査は、調査対象国との協議、書面によるパブリックコメントの募集、公聴会の実施を通じて実施される。

301条による対抗措置の範囲

追加関税の賦課、輸入制限措置、投資制限、サービス分野における市場アクセス制限など。

301条措置の過程



2 | 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- 第1次トランプ政権下の2018年7月、1974年通商法301条に基づく対中制裁措置として、中国に対する追加関税を発動。その後、複数回にわたり対象品目の追加および関税率の変更が実施された。一方で、追加関税と併せて、品目別適用除外制度が設けられ、一部品目はその対象となっている（注1）。

これまでの301条対中関税の発動時期・規模・関税率

発動時期	対象	発動対象の規模（品目・対中輸入額）	関税率
2018年7月	リスト1	818品目・340億ドル相当	25%
2018年8月	リスト2	279品目・160億ドル相当	25%
2018年9月	リスト3	5,745品目・2,000億ドル相当	10%→25% (2019年5月引き上げ)
2019年9月	リスト4A	3,243品目・1,200億ドル相当	15%→7.5% (2020年2月引き下げ)
2024年～26年	戦略分野など	既存の354品目で段階的に引き上げ、 新規の40品目で段階的に発動	25%～100%

現在の適用除外対象品目

一部の品目は、適用除外の対象となっている。
適用除外の有効期限は25年11月29日までと設定されていたが、
10月30日の首脳会談を経て26年11月10日まで延長すると発表。

**機械類、医療機器など
164品目**
(対象HTSコード記載官報)

**太陽電池製造装置
14品目**
(対象HTSコード記載官報)

(注) 適用除外の対象品目は、これまで複数回にわたり変更されている。
(出所) 米国公開資料など（2026年7月27日時点）

[米国通商代表部（USTR） 対中301条対象品目検索データベース](#)

HTSコード8桁ベースで、

- ・ 301条対中関税の対象かどうか
- ・ （対象である場合）その追加関税率が検索できる

3 | 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- バイデン前政権下の2024年の見直しで、対象品目の追加および関税率の引き上げを実施。天然黒鉛・永久磁石、重要鉱物、船舶対陸上クレーン、注射器など40品目が新たに対象に追加。また、鉄鋼・アルミ製品、EV、半導体、太陽電池、バッテリーやフェイスマスクなど戦略分野354品目の関税率が引き上げられた。

2024年の見直しによる関税引き上げ対象品目と引き上げ後の追加関税率、発動時期

品目		見直し前	引き上げ第1段階		引き上げ第2段階		品目数
		301条関税率	関税率	時期	関税率	時期	
鉄鋼・アルミニウム		0～7.5%	25%	2024年9月27日	-	-	321
半導体・関連製品		25%	50%	2025年1月1日	-	-	18
EV		25%	100%	2024年9月27日	-	-	8
バッテリー	EV用リチウムイオンバッテリー	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
バッテリー部品	EV用以外の	7.50%	25%	2026年1月1日	-	-	1
	リチウムイオンバッテリー						
	リチウムイオンバッテリー以外のバッテリー部品	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
重要鉱物	天然黒鉛・永久磁石	-	25%	2026年1月1日	-	-	4
	タングステン	-	25%	2025年1月1日	-	-	3
	その他の重要鉱物	-	25%	2024年9月27日	-	-	26
太陽電池		25%	50%	2024年9月27日	-	-	2
港湾クレーン		-	25%	2024年9月27日	-	-	1
医療製品	注射器・注射針	-	100%	2024年9月27日	-	-	2
	フェイスマスク	7.50%	25%	2024年9月27日	50%	2026年1月1日	5
	医療用手袋	7.50%	50%	2025年1月1日	100%	2026年1月1日	1

4 | 中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは2025年10月14日から、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港などに追加料金の徴収を開始したが、11月10日より1年間徴収を停止。
- 11月9日から適用された中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても11月10日より1年間徴収を停止。

中国製船舶等に対する料金の概要

中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、**2025年10月14日より追加料金を徴収を開始**したが、**10月30日の米中合意に基づき、11月10日より1年間徴収を停止する。自動車運搬船に関しては、中国で建造された船舶に限らず、米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課されるところ、同様に1年間徴収を停止。**

1. 中国の船主・運航者に対する料金

米国港への入港ごとに純トン数（NT）ベースで課金。
初年度：50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。

2. 中国製船舶の運航者に対する料金

純トン数またはコンテナ数に基づく。
初年度は18ドル/NT または 120ドル/コンテナ
以降3年間で段階的に増額。

3. 外国製自動車運搬船に対する料金

米国製船舶の奨励のため、積載能力に応じた料金を課す。**入港料は1NTあたり46ドル。**

4. 課金の頻度と場所

最初の米国港でのみ課金され、1隻あたり年間最大5回まで。

- 中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても11月10日より1年間徴収を停止。

5 | 強制労働製品の輸入や過剰生産能力に関する301条調査

- USTRは、①強制労働製品の輸入禁止措置の実施有無および②過剰生産能力や過剰生産に係る政策や慣行について301条調査を実施。日本も調査対象に含まれた。
- このうち「強制労働製品の輸入禁止措置」については、6月2日に調査結果が公表され、7月24日より日本を含む60カ国・地域に対し10～12.5%の追加関税が発動された。

① 強制労働製品の輸入禁止措置の実施有無

- **3月12日** 日本を含む60カ国・地域に対し調査開始。
- **6月2日** 調査結果を公表。いずれの国・地域も輸入禁止措置を十分に実施していないと認定し、追加関税率を設定。国内法で輸入禁止を定めている国、部分的に規制を施行している国、米国との相互貿易協定で輸入禁止措置に合意した国・地域には10%を課し、**効果的に実施していない46カ国（日本を含む）には12.5%を課すことを提案**。
- なお、米国内で十分に生産されていない品目や232条関税が課される品目は対象外となる。また、衣類と繊維製品は、米国から各国・地域への繊維製品の輸出量に応じて軽減する。
- **7月24日** **関税発動**

② 過剰生産能力や過剰生産に関連する政策や慣行

- **3月11日** 日本を含む16カ国・地域の製造業における過剰生産能力や過剰生産に関する政策や慣行について調査を開始。
- USTRは、これら国・地域が国内外の需要動向と連動しない形で生産能力を拡大してきたと指摘し、こうした過剰生産能力が各国・地域の製造業における過剰生産、大規模で持続的な貿易黒字、生産設備の低稼働・非稼働の状態を生じさせていると問題視。
- 日本に対しては、米国の貿易赤字品目である自動車・同部品、光学、写真、技術装置、医療機器を301条調査対象とした。

6 | 強制労働製品の輸入禁止に関する301条関税の概要

- USTRは7月23日、1974年通商法301条に基づき、強制労働製品の輸入を禁止していない、あるいは輸入を禁止するために効果的な措置を取っていないことを理由に、日本を含む60カ国・地域からの輸入に10～12.5%の追加関税を課すと発表した。

発表の概要				
発動日時	2026年7月24日午前0時1分（米国東部時間）			
対象国	アルゼンチン、バングラデシュ、カンボジア、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、メキシコ、パキスタン、スリランカ、英国、トリニダード・トバゴ （17カ国・地域）	EU、台湾	日本、韓国 スイス	アルジェリア、アンゴラ、オーストラリア、バハマ、バーレーン、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エジプト、ガイアナ、香港、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェート、リビア、モロッコ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ共和国、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム （38カ国・地域）
追加関税率	10%	MFN税率 < 10% → MFN税率と合計で10% MFN税率 ≥ 10% → MFN税率のみ	MFN税率 < 12.5% → MFN税率と合計で12.5% MFN税率 ≥ 12.5% → MFN税率のみ	12.5%

7 | 強制労働製品の輸入禁止に関する301条関税の概要

- 1962年通商拡大法232条に基づく追加関税の対象となっている品目や米国内で供給できなくなる恐れがある原材料や米国経済全体に混乱を招きかねない製品などは、本関税の対象外となる。
- また、バングラデシュ、カンボジア、インドネシアから輸入する特定の繊維製品およびアパレル製品に対しては、3年間の関税割当（TRQ）を設定した。

対象外となる品目

- 情報資料、寄付品、および手荷物
- 1962年通商拡大法232条に基づく追加関税の対象となっている品目
- USMCAの原産地規則を満たして無税で輸入される製品
- ドミニカ共和国・中米・米国自由貿易協定（DR-CAFTA）の原産地規則を満たし無税で輸入される繊維製品・衣類
- 官報付属書 I および II に記載の製品 ※一部の製品は特定の国のみ関税の対象外に設定
 - ① 米国内で供給できなくなる恐れがある原材料
 - ② 米国経済全体に混乱を招きかねない製品
 - ③ 米国内で十分な量を栽培または生産できない製品
 - ④ 関税を免除した場合、対象国の経済が強制労働輸入禁止を制定し、効果的に施行することを促す製品
 - ⑤ 追加関税の発動が、強制労働の禁止に結び付かない可能性のある品目

その他の注意事項

- バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、マレーシアから輸入する特定の繊維製品およびアパレル製品に対して、3年間の関税割当（TRQ）を設定し、当該国の米国からの原材料や綿花の輸入量に応じて一定数量まで、追加関税なしでの輸入を可能にする。

8 | ブラジル原産品に対する301条関税の概要

- USTRは7月15日、1974年通商法301条に基づき、デジタル貿易および電子決済サービス分野における米国企業に対する措置や制限など6項目（注）を理由に、ほぼ全てのブラジルの原産品の輸入に25%の追加関税を課すと発表した。

発表の概要	
発動日時	2026年7月22日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	25%
対象品目	対象外品目を除く輸入品全般
対象外品目	■ 情報資料、寄付品、および手荷物 ■ 1962年通商拡大法232条に基づく追加関税の対象となっている品目 ■ 官報付属書IIに記載の製品 ① 米国内で供給できなくなる恐れがある原材料 ② 米国経済全体に混乱を招きかねない製品 ③ 米国内で十分な量を栽培または生産できない製品 ④ 追加関税の発動が、ブラジルが行う不公正な政策・慣行の是正に結び付かない可能性のある品目 （例）特定のシリコン金属、銑鉄、民間航空機およびその部品、冶金グレードのアルミ、錫鉱石、木材パルプ、貴金属、エネルギーおよびエネルギー製品、肥料など

（注）電子決済サービス分野における米国企業に対する措置や制限以外の5項目は、特定国に対する不公正な特惠関税の適用、腐敗行為などに対する不十分な取り締まり、知的財産権の不十分な保護や侵害対策、米国のエタノールに対する高関税の賦課、違法な森林伐採に対する不十分な取り締まり（出所）米国政府公開資料、[ビジネス短信（7月21日）](#)（2026年7月27日時点）

232条 自動車、中・大型トラック

1 | 自動車、中・大型トラックおよび同部品関税の概要

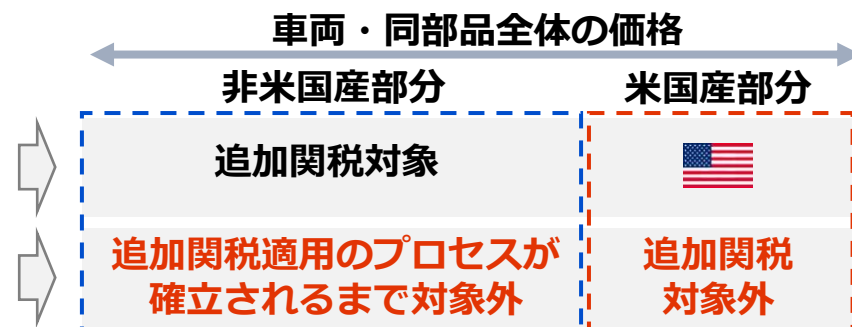
- 1962年通商拡大法232条に基づき、2025年4月3日から自動車、2025年5月3日から自動車部品、2025年11月1日から中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどは10%）に25%の追加関税を発動。
- **日本に対する自動車・同部品関税は、日米合意を受けた2025年9月4日付の大統領令に基づき、2025年9月16日から一般関税率（MFN税率）を含めて15%に引き下げ。**

自動車・同部品			中・大型トラック	
追加関税率	25%（注） ※日本への関税率は2025年9月16日以降、MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税合わせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない		25% ※米国関税分類表（HTSUS）8702に分類されるバスなどには10%の追加関税を課す	
適用開始時期	自動車	米国東部時間2025年4月3日午前0時1分以降に通関する製品	中・大型トラック	米国東部時間2025年11月1日午前0時1分以降に通関する製品
	同部品	米国東部時間2025年5月3日午前0時1分以降に通関する製品	同部品	
対象品目	自動車	乗用車〔セダン、SUV、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック	中・大型トラック	大型ピックアップ・引っ越し・貨物・ダンプトラック、18輪トレーラー用トラクターなど
	同部品	エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など	同部品	エンジン、トランスミッション、タイヤ、シャーシなど

救済規定の適用対象

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車、
中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどは除く）

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車、
中・大型トラック部品（ノックダウンキットは除く）



（注） EUへの関税率も、2025年8月1日以降MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税合わせて15%。MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない。

英国の自動車は年間10万台までMFN税率を含めて10%の関税を適用、10万台を超える分は25%の関税を適用する。

（出所） [米国政府公開資料（自動車）](#)、[米国政府公開資料（英国）](#)、[米国政府公開資料（EU）](#)、[米国政府公開資料（日本）](#)、[米国政府公開資料（中・大型トラック）](#)（2026年7月27日時点）

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

2 | 自動車・同部品関税のHTSコードおよびガイダンス

追加関税対象となる自動車のHTSコード

8703.22.01	8703.23.01	8703.24.01	8703.31.01	8703.32.01	8703.33.01
8703.40.00	8703.50.00	8703.60.00	8703.70.00	8703.80.00	8703.90.01
8704.21.01	8704.31.01	8704.41.00	8704.51.00	8704.60.00	

追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	4011.20.10	4012.19.40
4012.19.80	4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	7320.10
7320.20.10	8301.20.00	8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10	8413.91.9010	8414.30.8030
8414.59.30	8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8426.91.00
8431.10.0090	8471	8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8483.10.30	8501.32
8501.33	8501.34	8501.40	8501.51	8501.52	8507.10	8507.60	8507.90.40
8507.90.80	8511.10.0000	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00	8512.40.20	8512.40.40
8512.90.20	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20	8525.60.1010	8527.21	8527.29	8536.41.0005
8537.10	8537.20	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040	8707.90.5060	8707.90.5080
8708.10.30	8708.10.60	8708.21.00	8708.22	8708.29	8708.30	8708.40.11	8708.40.70
8708.40.75	8708.50	8708.70	8708.80	8708.91	8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55	8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50	9015.10	9029.10
9029.20.4080	9401.20.00						

米国税関・国境警備局（CBP）が発表している輸出業者向けのガイダンス

4月2日発表：[自動車](#)

5月1日発表：[自動車部品](#)

3 | 中・大型トラック、同部品関税のHTSコード

25%の追加関税対象となる中・大型トラックのHTSコード

8701.21.00、8701.22.00、8701.23.00、8701.24.00、8701.29.00、8704.10.10、8704.10.50、8704.22.11、8704.22.51、8704.23.01、8704.32.01、8704.42.00、8704.43.00、8704.52.00、8704.60.00、8704.90.01、8705.40.00、8705.90.0080、8706.00.03、8706.00.0520、8706.00.0575、8706.00.25、8706.00.50、8709.11.00、8709.19.00

10%の追加関税対象となるHTSUS8702に分類されるバスなどのHTSコード

8702.10.31、8702.10.61、8702.20.31、8702.20.61、8702.30.31、8702.30.61、8702.40.31、8702.40.61、8702.90.31、8702.90.61

25%の追加関税対象となる中・大型トラック部品のHTSコード

4009.12.0020、4009.22.0020、4009.32.0020、4009.42.0020、4011.10.50、4011.20.1015、4011.20.1025、4011.20.1035、4012.19.40、4012.19.80、4012.20.60、4013.10.00、4016.99.6010、7007.21.1110、7007.21.51、7009.10.00、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、8301.20.00、8302.10.30、8302.30.30、8302.30.60、8407.34.14、8407.34.18、8407.34.25、8407.34.44、8407.34.48、8407.34.55、8408.20.20、8409.91.1040、8409.99.1040、8413.30.10、8413.30.90、8413.91.10、8413.91.9010、8414.30.8030、8414.59.30、8414.59.6540、8414.80.05、8415.20.00、8421.23.00、8421.32.00、8425.49.00、8426.91.00、8431.10.0090、8482.10.10、8482.10.5044、8482.10.5048、8482.20.0020、8482.20.0030、8482.20.0040、8482.20.0061、8482.20.0070、8482.20.0081、8482.40.00、8482.50.00、8483.10.10、8501.32.20、8501.32.5540、8501.32.61、8501.33.2080、8501.33.30、8501.33.40、8501.33.61、8501.34.30、8501.34.61、8501.40.20、8501.40.40、8501.40.50、8501.40.60、8501.51.20、8501.51.40、8501.51.50、8501.51.60、8501.52.40、8501.52.8040、8507.10.00、8507.90.40、8511.10.00、8511.20.00、8511.30.00、8511.40.00、8511.50.00、8511.80.20、8511.80.60、8511.90.60、8512.20.20、8512.20.40、8512.30.00、8512.40.20、8512.40.40、8512.90.20、8512.90.60、8512.90.70、8519.81.20、8525.60.1010、8527.21.15、8527.21.25、8527.21.40、8527.29.40、8527.29.80、8536.41.0005、8539.10.0010、8539.10.0050、8544.30.00、8706.00.03、8706.00.05、8706.00.15、8706.00.25、8707.90.5020、8707.90.5060、8707.90.5080、8707.90.5090、8708.10.30、8708.10.60、8708.21.00、8708.22.00、8708.29.15、8708.29.25、8708.29.51、8708.30.1010、8708.30.50、8708.40.11、8708.40.30、8708.40.50、8708.40.60、8708.40.65、8708.40.70、8708.40.75、8708.50.31、8708.50.61、8708.50.65、8708.50.75、8708.50.81、8708.50.85、8708.50.89、8708.50.91、8708.50.93、8708.50.95、8708.50.99、8708.70.05、8708.70.25、8708.70.35、8708.70.45、8708.70.60、8708.80.13、8708.80.16、8708.80.55、8708.80.60、8708.80.65、8708.91.50、8708.91.65、8708.91.70、8708.91.75、8708.92.65、8708.93.60、8708.93.75、8708.94.10、8708.94.50、8708.94.65、8708.94.70、8708.94.75、8708.95.05、8708.95.15、8708.95.20、8708.99.03、8708.99.06、8708.99.23、8708.99.27、8708.99.31、8708.99.41、8708.99.4850、8708.99.53、8708.99.55、8708.99.58、8708.99.68、8709.90.00、9029.10.80、9029.20.4080、9401.20.00

4 | 自動車、中・大型トラック、同部品への累積停止措置

- トランプ大統領は2025年4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、**追加関税の累積停止措置を設ける**と発表。
- 2025年3月4日以降の輸入に適用され、累積して既に支払った分の関税は還付される。
- 自動車に加え、**中・大型トラック、同部品、半導体にも累積停止措置を適用**すると発表。

追加関税率累積停止の判定フロー



- 鉄鋼・アルミ・銅が含まれる製品については、HTSコードに基づいて該当品目として分類され、原則としてその品目に定められた関税率が適用される
- 1974年通商法301条に基づく対中追加関税は累積される。

USMCA原産地規則を満たす場合は適用除外。

5 | 自動車および中・大型トラックの部品への関税相殺制度

- トランプ大統領は2025年4月29日、**自動車部品追加関税に相殺制度を設ける**と発表。
- 2025年10月17日に中・大型トラック・同部品への追加関税賦課を発表した大統領布告で、それら**トラックの部品にも相殺制度を適用**すると発表。自動車部品に対する相殺については、**関税との相殺が可能な割合を引き上げるとともに、適用期間を延長**。

自動車、中・大型トラックの部品への追加関税に対する相殺制度

- **(対象者)** 相殺額を使用する資格を有する輸入業者
- **(目的)** 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させること。
- **(適用条件)** 米国で最終組み立てを行う自動車、中・大型トラックの製造のために輸入した部品を使用すること。
※完成品を部品に分解した状態で輸送し、海外や現地の工場で組み立てるための部品（ノックダウンキット）は自動車部品関税の相殺制度の対象外。
- **(使用条件)** 相殺額は、自動車、中・大型トラックメーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用可。
- **(相殺可能金額)** 米国で組み立てた自動車、中・大型トラックの希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%相当額
- **(相殺可能な組み立て期間)** **自動車**：2025年4月5日～2030年4月30日
中・大型トラック：2025年11月1日～2030年10月31日
- **(申請方法)** 自動車、中・大型トラックメーカーが商務長官に以下の情報を含む書類を提出。
 1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
 2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
 3. 相殺額の総額※米国通商専門誌「Inside US Trade」（2025年4月29日）によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。
- **(エンジン向け相殺制度創設の見込み)** 自動車、中・大型トラックのエンジンについても、上述の相殺制度と同様の条件や金額の範囲で、相殺制度を創設予定。

232条 鉄鋼・アルミ・銅

1 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づき、国家安全保障を理由に鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大する大統領布告を発表し、同措置は3月12日に発動。以降、必要に応じ関税率や対象品目の調整を継続。

第1次トランプ政権

2018年3月

鉄鋼製品に**25%**の追加関税
アルミ製品に**10%**の追加関税

2020年1月

特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加
鉄鋼派生品は**25%**、
アルミ派生品は**10%**の追加関税

例外
措置

<国・地域別の適用除外制度>

- ・ 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- ・ 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- ・ アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- ・ アルミの数量割当：アルゼンチン
- ・ 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- ・ 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

第2次トランプ政権

2025年3月12日

鉄鋼・アルミ製品・同派生品に**25%**の追加関税
鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

2025年4月4日

アルミ缶・缶ビールを対象に追加

2025年6月4日

鉄鋼・アルミ製品・同派生品に**50%**の追加関税

2025年6月23日

冷蔵庫や洗濯機など白物家電を対象に追加

2025年8月18日

鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

2026年4月2日

鉄鋼・アルミ製品・同派生品の対象品目削減
特定品目に対する税率を10～25%に引き下げ
鉄鋼・アルミ派生品の課税方法を変更
※含有量に基づく輸入申告価格の一部から全体に対する従価税に変更

2026年6月4日

農業機械、建設・運搬機械に時限的な軽減措置

2026年7月20日

米国に投資を行う企業にアルミ関税の軽減措置

例外
措置

- 2025年3月12日以降、**全廃**
- 申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

追加の
動き

- 2026年4月2日以降、**全廃**
- 232条関税の対象品目を追加する新プロセスを2025年4月30日に導入、2025年に3回追加要請を受け付けたが、同制度は布告発表日の2026年4月2日に即日廃止となった。ただし、既に受理済みの申請分についての扱いは不明。

(出所) 米国政府公開資料 (2026年7月27日時点)

2 | 銅の半製品・派生品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年7月30日、1962年通商拡大法232条に基づき、**銅の半製品・派生品に対し50%の追加関税を課す**大統領布告を発表。追加関税は**8月1日に発動**。当初、課税対象は半製品・派生品のうち、銅部分のみだったが、2026年4月6日から**輸入申告価格全体に変更**。
- また、銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極などの**銅の原材料**および**銅スクラップ**などは**対象外**。

発表の概要	
発動日時	2025年8月1日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	50%
対象品目	■ 銅の半製品 大統領布告に示された例：銅パイプ、銅線、銅棒、銅板、銅管など ■ 銅を多量に利用する派生品 大統領布告に示された例：パイプ継手、ケーブル、コネクタ、電気部品など
対象外品目	■ 銅の原材料 大統領布告に示された例：銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極など ■ 銅スクラップ ■ 232条に基づく自動車・同部品の追加関税対象品目 (関税払戻は適用対象外)

（出所）米国政府公開資料（2026年7月27日時点）

3 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ・銅製品・同派生品（1）

- 対象品目のHTSコードは、2026年6月1日付[大統領布告](#)の附属書または、6月5日付米国税関（CBP）の通関業者向け[ガイドンス](#)の附属書を参照。
- 対象品目が鉄鋼・アルミ・銅の**複数を含む場合、関税率は重複して適用されない**。

鉄鋼・アルミ・銅製品・同派生品 関税率一覧

品目	税率	品目の米国関税分類番号（HTSコード）
鉄鋼製品（全部）	50%	布告附属書I-A
鉄鋼派生品（一部）	50%	布告附属書I-A
鉄鋼派生品（一部）	25%	布告附属書I-B
アルミ製品（全部）	50%	布告附属書I-A
アルミ派生品（一部）	50%	布告附属書I-A
アルミ派生品（一部）	25%	布告附属書I-B
銅製品（一部）	50%	布告附属書I-A
銅製品（一部）	25%	布告附属書I-B

対象外品目

1. 附属書I-BまたはⅢに規定される物品で、鉄・アルミ・銅を一切含有しない物品
2. 附属書I-BまたはⅢに規定される物品で、HTS番号72類、73類、74類、76類に分類されるものを除き、232条関税対象金属の重量が総重量の15%未満である物品
3. 世界貿易機関（WTO）の「民間航空機貿易に関する協定」の対象となる民間航空機およびその部品。ただし、米国が各国・地域と締結した相互貿易協定の中で、232条に基づく鉄鋼・アルミ・銅関税を適用しないと定めている場合（日本、韓国、英国、EU、台湾）。

国別の例外措置

■ 米国産の鉄鋼・アルミ・銅

85%以上米国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミ、精錬・鋳造された銅から製造される製品に対する232条関税率は**10%**。

■ 英国産の鉄鋼・アルミ

95%以上英国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミ、精錬・鋳造された銅から製造される製品で、附属書I-A掲載品目に対する232条関税率は**25%**、附属書I-B掲載品目に対する232条関税率は**15%**。

■ ロシア産のアルミ

附属書I-A、I-B、Ⅲに掲載されるロシアのアルミ製品・派生品は**200%**

4 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ・銅製品・同派生品（2）

- トランプ大統領は2026年4月2日および6月1日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ・銅関税について、一部対象製品に対する軽減措置（関税免除・低減）を発表。ただし、いずれも時限的措置とされた。

	軽減措置の概要		
対象品目	産業機器・電力機器 (附属書III掲載品目)	農業機械 (コンバイン、収穫機など)	建設・運搬機械
発動期間	2026年4月6日～2027年12月31日通関分	2026年6月8日～2027年12月31日通関分	
新たな関税率 対象国・地域	■ 上記期間中は、一般関税率（MFN税率）が15%未満の場合は232条関税と合計し15%、MFN税率が15%以上であれば232条関税は課さない（MFN税率のみ適用） ■ 米国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミから製造される製品は、MFN税率が10%未満の場合は232条関税と合計し10%、MFN税率が10%以上であれば232条関税は課さない（MFN税率のみ課される。） ■ 米国が正常貿易関係（NTR）のステータスを付保しない国の製品は、232条関税率は25% ■ 2028年1月1日以降は原則25%（附属書 I - B と同様の扱い）。	■ 上記期間中は、MFN税率が15%未満なら232条関税と合計し15%、MFN税率が15%以上なら232条関税は課されず、MFN税率のみ適用。 ■ 英国で精錬・鋳造されたアルミまたは鉄鋼のみの製品に対する関税率は15%。 ■ 米国で全量が精錬・鋳造されたアルミ・鉄鋼・銅を使用する派生品に対する関税率は10%。 ■ NTR非適用国からの輸入に対する関税は25% ■ 2028年1月1日以降に通関された派生品は、原則25%へ引き上げ（米国内で全量精錬・鋳造された場合を除く）。	■ 日本を含む11カ国・地域（注1）の品目 MFN税率が15%未満の場合は232条関税と合計して15%、MFN税率が15%以上の場合は追加関税無し。 ■ USMCAの特恵関税待遇対象のカナダ・メキシコ産の品目 米国で生産された価値を差し引いた価値に対して25%の追加関税賦課（注2） ■ 米国で全量が溶解・鋳造された鉄鋼を使用する品目 MFN税率が10%未満の場合は232条関税と合計して10%、MFN税率が10%以上の場合は追加関税無し。 ■ これらの条件をいずれも満たさない品目は、関税率25%を維持 （注1） アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、日本、韓国、リヒテンシュタイン、スイス、台湾、英国、およびEU （注2） この価値の割合が製品全体の価値の15%を下回る場合は、15%の追加関税。また、米国で生産された部品の価値の算出方法については、商務長官がCBPIに指針を出す予定。

5 | アルミへの232条関税に対する軽減措置

- トランプ大統領は2026年7月20日、1962年通商拡大法232条に基づくアルミ関税について、米国に投資を行う企業に対して関税の軽減措置を設ける大統領布告を発表。商務省は今後、企業から投資計画を募集し、軽減措置の対象企業を選定する。

アルミへの追加関税に対する軽減措置

概要	
対象企業	米国における一次アルミニウムの生産拡大を促す新規投資を行う企業
目的	米国経済と防衛産業基盤にとって重要な、一次アルミの国内生産と供給の拡大
適用条件	■ 一次アルミを生産する施設の米国内での新設や改修、拡張に関する計画を提出し、商務長官に計画を承認される必要がある。 ■ 施設の建設は2029年1月20日までに開始する必要がある。 ■ 企業が投資計画を実行できないと判断した場合、商務長官は関税の軽減措置を取り消すことができる。
関税率	投資が完了した場合に見込まれる年間生産量に相当する量の一次アルミの年間輸入について、232条関税の税率を半減。

(注) 関税の軽減措置の対象となる一次アルミの米国関税分類番号（HTSコード）は明示されていない。

(出所) 米国政府公開資料、[ビジネス短信（7月21日）](#)（2026年7月27日時点）

JETRO

232条
木材・半導体・医薬品

1 | 木材・製材および木材製品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年9月29日、1962年通商拡大法232条に基づき、**木材・製材および木材製品に対し追加関税を課す**大統領布告を発表。課税対象は木材・製材、カウチ、ソファ、椅子などの布張りの木材製品、キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品。**なお、日本に対する関税率はMFN税率を含めて15%を上限とする。**
- 追加関税は**10月14日に発動**。また、木材製品の輸入による国家安全保障への脅威への対処で米国と合意した国を除き、一部品目は2027年1月1日に関税率を引き上げ予定（注）。

	対象品目				
	木材・製材	カウチ、ソファ、椅子などの 布張りの木材製品		キッチンキャビネット、 洗面化粧台および同部品	
発動日	10月14日	10月14日	2027年 1月1日（注）	10月14日	2027年 1月1日（注）
追加関税率	10%	25%	30%	25%	50%
	英国は10%、EU、日本、台湾は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする。				
HTSコード	4403.11.00、4403.21.01、 4403.22.01、4403.23.01、 4403.24.01、4403.25.01、 4403.26.01、4403.99.01、 4406.11.00、4406.91.00、 4407.11.00、4407.12.00、 4407.13.00、4407.14.00、 4407.19.00	9401.61.4011、 9401.61.4031、 9401.61.6011、 9401.61.6031		9403.40.9060、 9403.60.8093、 9403.91.0080 （注）キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品に該当しない品目は対象外。	

（注）当初は2026年1月1日より関税率が引き上げられる予定だったが、2025年12月31日に発表された大統領布告により、引き上げ時期が1年間延期された。
（出所）米国政府公開資料（2026年7月27日時点）

2 | 一部の半導体への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2026年1月14日、1962年通商拡大法232条に基づき、**一部の半導体に対して100%の追加関税を課す**大統領布告を発表。
- 米国内のデータセンター、公共セクターやスタートアップ企業による使用、修理・交換、研究開発用途、非データセンター向け民生用途を目的とする場合は**関税の対象外**。

発表の概要	
発動日時	2026年1月15日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	25%
対象品目	半導体 ただし、下記の仕様に該当する場合のみ（注1） 1. 総処理性能（TPP）が14,000超17,500未満、かつ総DRAM帯域幅が4,500GB/秒超5,000GB/秒未満 2. TPPが20,800超21,100未満、かつ総DRAM帯域幅が5,800GB/秒超6,200GB/秒未満
HTSコード	8471.50、8471.80、8473.30

対象外となる使用用途

いずれも米国内の	
100メガワット超必要とするAI推論・学習・シミュレーションまたは合成データ生成のためのデータセンターでの使用 - 修理・交換用途 - 研究開発用途（注2）	- ロボティクスや産業機械を含む非データセンター向け民生用途 - ゲーム、コンピュータ、プロフェッショナルビジュアライゼーション、ワークステーション、自動車を含む非データセンター向け民生電子機器用途 - スタートアップ企業（注3）、公共セクターによる使用

対象品目が複数の関税の対象になる場合

追加関税の対象となる半導体が他の232条関税（自動車・同部品、中・大型トラック、同部品、鉄鋼・アルミ・銅、木材・製材および木材製品関税）の対象となっている場合、**半導体への追加関税が優先され、それ以外の232条関税は課さない。**

（注1） TPPおよびDRAMの詳細な定義は、附属書参照。（注2） 定義は附属書参照。
（注3） 定義は、合衆国法律集第15編第77条b項a号(19)に基づく。（出所）米国政府公開資料（2026年7月27日時点）

3 | 医薬品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2026年4月2日、1962年通商拡大法232条に基づき、一部を除き、**特許医薬品などに対し**
て100%の追加関税を課す大統領布告を発表。

	概要			
対象品目	付属書Ⅰに記載の特許医薬品および関連する医薬品原料			
HTS コード	2918.99.3000	2921.49.3800	2921.49.4300	2922.19.0900
	2922.29.2700	2922.49.2600	2922.50.1400	2922.50.2500
	2924.29.6250	2925.29.2000	2928.00.3000	2930.90.9235
	2931.90.2200	2932.20.2000	2933.19.3500	2933.19.4500
	2933.29.2000	2933.29.4500	2933.39.4100	2933.49.2600
	2933.59.2100	2933.59.3600	2933.59.4600	2933.59.5300
	2933.59.5900	2933.79.0800	2933.79.8500	2933.99.4600
	2933.99.5300	2933.99.5590	2933.99.6100	2933.99.6500
	2933.99.7000	2933.99.7500	2933.99.9000	2934.30.2300
	2934.30.2700	2934.99.3000	2934.99.4700	2935.90.4800
	2935.90.6000	2937.11.0000	2937.12.0000	2937.19.0000
	2937.22.0000	2937.23.1010	2937.23.1050	2937.23.5010
	2937.23.5020	2937.23.5050	2937.29.9040	2937.29.9050
	2937.29.9055	2937.50.0000	2937.90.4500	2937.90.9000
	2938.90.0000	2939.11.0000	2939.19.2000	2939.19.5000
	2941.10.5000	2941.90.1050	2941.90.3000	2941.90.5000
	2942.00.0500	3002.12.0040	3002.13.0010	3002.13.0090
	3002.14.0010	3002.14.0090	3002.15.0011	3002.15.0091
	3002.41.0000	3002.42.0000	3002.49.0050	3002.51.0000
	3002.59.0000	3002.90.1000	3002.90.5220	3002.90.5250
	3003.20.0000	3003.31.0000	3003.39.1000	3003.39.5000
	3003.49.0000	3003.90.0120	3003.90.0140	3003.90.0180
	3003.90.0190	3004.10.1010	3004.10.5010	3004.20.0010
	3004.20.0083	3004.31.0000	3004.32.0060	3004.39.0010
	3004.39.0055	3004.41.0000	3004.49.0005	3004.49.0010
	3004.49.0020	3004.49.0030	3004.49.0040	3004.49.0050
	3004.49.0060	3004.49.0070	3004.50.5005	3004.90.1000
	3004.90.9201	3004.90.9206	3004.90.9208	3004.90.9210
	3004.90.9211	3004.90.9215	3004.90.9216	3004.90.9225
	3004.90.9236	3004.90.9243	3004.90.9246	3004.90.9249
	3004.90.9251	3004.90.9252	3004.90.9253	3004.90.9260
	3004.90.9263	3004.90.9267	3004.90.9268	3004.90.9270
	3004.90.9271	3004.90.9273	3004.90.9276	
対象企業	①付属書Ⅲに記載の企業	②付属書Ⅲに記載のない企業	③商務長官が承認した米国内での工場建設計画を有する企業	
発動日	7月31日	9月29日	7月31日(①の企業)/9月29日(②の企業) ※2030年4月1日まで	2030年4月2日
追加 関税率	(一般関税率と合計して) 100%		(同左) 20%	(同左) 100%
	英国は10%、日本、EU、韓国、スイス、リヒテンシュタインは一般関税率(MFN税率)と合わせて15%を上限。			

4 | 医薬品への追加関税措置を決定

- 米国原産の医薬品や希少疾病用医薬品として指定されている医薬品および関連原料、ジェネリック医薬品および関連原料は**関税の対象外**。また、付属書Ⅱに記載の米国政府と薬価に関するMFN協定を提携している企業の医薬品および関連する医薬品原料も、2029年1月20日まで**関税の対象外**。

対象外となる品目

- 米国原産の医薬品
- 希少疾病用医薬品として指定されている医薬品および関連原料など
- 付属書Ⅱに記載の米国政府と薬価に関するMFN協定を締結済みおよび商務省と国内生産回帰協定を締結済または交渉中の企業が製造した医薬品および関連する医薬品原料
※ただし、2029年1月20日まで
- ジェネリック医薬品および関連原料
※商務長官は本布告の日付から1年以内に、ジェネリック医薬品および関連原料の輸入を制限するための措置が必要かどうかを大統領に報告しなければならない。

その他の注意事項

- 対象品目が複数の関税率の対象になる場合、最も低い税率を適用する。
- 関税の払い戻しは適用可能。

232条 調査中の品目

1 | 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権はポリシリコン、無人航空機システム（UAS）、風力タービン・同部品、個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器、ロボティクス・産業機械、石炭に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。

調査中の品目

対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
重要鉱物	2025年4月	アルミ、コバルト、黒鉛、リチウム、マンガン、タングステン、重要 鉱物を原材料として含む派生品 ⇒調査は2026年1月に調査終了が発表されたが、各国との交渉が継続中
民間航空機	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品 ⇒調査は2026年7月に調査終了が発表されたが、各国との交渉が継続中
ポリシリコン	2025年7月	ポリシリコンおよびその派生品
無人航空機システム	2025年7月	UASおよび同部品
風力タービン・同部品	2025年8月	風力タービンおよびそれら部品
個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器	2025年9月	- 個人用防護具：医療現場で使用されるマスク、手袋、ガウンなどの個人用保護具 - 医療消耗品：患者の診断、治療、疾患予防に使用される、医療／外科用器具（メス、注射器など）、医療／外科用消耗品（輸液バッグ、カテーテルなど）など単回使用または短期使用の物品 - 医療機器：車いす、松葉づえ、病院用ベッドなど医療現場で患者ケアを支援するために使用される耐久性のある機器、器具、機械、およびペースメーカーや呼吸器、X線装置、MRI装置などの医学的状態の診断、監視、または治療に使用される器具、装置、または機械
ロボティクス・産業機械	2025年9月	ロボットおよびプログラム可能なコンピューター制御機械システム
石炭	2026年6月	無煙炭および冶金（やきん）用瀝青炭

（注1）なお、ポリシリコン、無人航空機システム、風力タービン・同部品、個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器、ロボティクス・産業機械は調査終了期限を過ぎているが（7月27日時点）、調査終了の発表はされていない。

（注2）2026年7月27日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

（出所）米国政府公開資料（[ポリシリコン](#)、[UAS](#)、[風力タービン・同部品](#)、[PPE](#)・[医療消耗品](#)・[医療機器](#)、[ロボティクス](#)・[産業機械](#)、[石炭](#)）

USMCA 原産地規則と適用除外

USMCA原産地規則とトランプ関税の適用除外

- トランプ政権の各種関税措置において、数少ない例外措置として米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の活用が挙げられる。
- USMCAの原産地規則を満たした製品は、①301条関税の適用除外となる、②自動車・同部品はそのうち非米国産材料価格にのみ追加関税が適用される。

USMCAの原産地規則	
一般的なルール	■ 基本的には一般的な自由貿易協定（FTA）と同様に、下記3つのいずれかに基づいて、域内原産品か判断する。 ① 関税分類変更基準：完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば原産品と認める ② 付加価値基準：域内での加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率以上の場合に原産品と認める ③ 加工工程基準：協定で定められた製造作業・技術的な加工作業が域内で行われたことをもって原産品と認める
自動車ルール	■ 自動車・同部品については、他のFTAに類を見ないほど厳格な原産地規則を設定。特に完成車は下記4つの要件を全て満たさなければ原産品と認められない。部品も主要なもののほど達成基準が厳しく設定されている。 ① 域内原産割合（RVC）が純費用方式で75%以上 ② 重要な自動車部品（スーパーコア）が全て原産品 ③ 完成車メーカー（OEM）が購入する鉄とアルミニウムの7割がUSMCA域内原産材料 ④ 直接工の賃金（時給）が16ドル以上の地域の付加価値が40%（乗用車・SUV）/45%（ピックアップ）以上 （注）詳細は2019年5月8日付地域・分析レポート参照。

USMCA原産地規則を満たした製品への例外措置

301条関税		自動車、中・大型トラックおよび同部品への追加関税	
原則	■ 1974年通商法301条をもとに、2026年7月24日から日本を含む60カ国・地域を対象に原則全ての輸入品に対し10%～12.5%の関税を賦課。（2026年7月23日付大統領覚書）	原則	■ 1962年通商拡大法232条に基づき、自動車には2025年4月3日、同部品には5月3日、中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどには10%）には11月1日から25%の追加関税を賦課。カナダ、メキシコ原産品にも適用。
例外	■ USMCAの原産地規則を満たした場合、特惠関税（基本的に無税）の適用を受けられる。	例外	■ USMCAの原産地規則を満たした場合、追加関税は非米国産部材の価格にのみ課される。ただし、部品はそのプロセスが確立するまでは製品価格全体への追加関税が不適用（2025年5月2日記事、2025年11月4日記事）。

大統領が関税を設定できる権限 トランプ政権の関税政策の全容

1 | 大統領に関税を設定できる権限を与える法律など

- 米国では憲法上、通商は原則として連邦議会が所管しているが、一部の関税措置については、過去に成立した法律を基に大統領に権限委譲されている。そのため、条件次第では大統領権限で賦課することが可能。
- 第1次トランプ政権での関税政策は以下の地域・分析レポートを参照。

[トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国） | トランプ新政権の米国を読む - 特集 - 地域・分析レポート](#)

根拠法	内容
1930年関税法338条	特定国が、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対し最大50%の追加関税を賦課できる。
1962年通商拡大法232条	ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。
1974年通商法122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの規制措置を150日を限度に賦課できる。
1974年通商法201条	米国国際貿易委員会（USITC）が、特定製品の輸入が国内産業への重大な損害要因またはその恐れとなっていると認定した場合、大統領は緊急輸入制限措置（セーフガード措置）を発動できる。
1974年通商法301条	外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従って米国通商代表部（USTR）に輸入制限措置を発動する権限を付与。
1974年通商法406条	共産諸国からの輸入が市場をかく乱しているとUSITCが判断した場合にセーフガード措置の発動を大統領に認める。上限5年間に加え、3年間を限度に1回の延長が可能。
1974年通商法421条	中国からの特定輸入品に対しセーフガード措置を発動することを大統領に認める。中国のWTO加盟から12年（2013年）で失効。同条項に基づきオバマ大統領が2009年、中国製タイヤの輸入急増に対し発動。
国際緊急経済権限法（IEEPA）	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に関連する経済取引を管理するための広範な大統領権限を付与。 →2026年2月20日、米国の連邦最高裁判所は同法に基づいて関税は発動できないと判断
ウルグアイ・ラウンド協定法111条	ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉において互惠関税の撤廃の対象とされた関税区分に属する物品の関税を変更する権限を大統領は有する。

（出所）米国政府発表資料や議会調査局（CRS）などから作成
（2026年7月27日時点）

2 | トランプ政権の関税政策の全容（232条）

根拠法	対象品目	発動日		関税率など	ビジネス短信	
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	2025年	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	2025年	2月17日
				・適用除外を撤廃、対象品目を追加		3月12日
				※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない		3月17日
			4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加		4月7日
			6月4日	・鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ（英国除く）		6月4日
			6月23日	・白物家電を関税対象に追加		6月23日
			8月18日	・約400品目を関税対象に追加		8月19日
		2026年	4月6日	・対象品目削減、軽減税率設定、課税方法変更	2026年	4月3日
			4月23日	・米国で生産する自動車、中・大型トラック、同部品に用いられるカナダ・メキシコ原産鉄鋼・アルミを、商務省が定めた上限輸入量内での追加関税引き下げ	2026年	4月28日
			6月1日	・米国で精錬・鋳造された割合の追加関税水準引き下げ、一部対象品目に時限的軽減措置		6月4日
		—		・対米投資企業を対象に、アルミに対する232条関税の軽減措置を発表。		7月21日
	自動車・同部品	2025年	4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される。ただし、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除	2025年	4月3日
			4月29日	・一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税の相殺制度を導入		4月30日
		2026年	5月1日	・自動車部品の対台湾関税を、条件付きで追加関税引き下げ	2026年	7月1日 5月29日
	銅	2025年	8月1日	・銅製品に対して8月1日以降、追加関税率を50%にする	2025年	3月14日 7月11日 7月31日 8月4日
		2026年	4月6日	・対象品目削減、軽減税率設定、課税方法変更	2026年	4月3日
	木材・製材および木材製品	2025年	10月14日	・木材・製材および木材製品に対して10月14日以降、追加関税率を10-25%にする ※英国は10%、EU、日本は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする →大統領布告（12月31日付）で、一部品目の関税引き上げを2027年1月1日に延期	2025年	3月14日 10月1日 1月6日
		2026年	5月1日	・木材製品の対台湾関税を、条件付きで追加関税引き下げ	2026年	5月29日
	中・大型トラック	2025年	11月1日	・中・大型トラックに対して11月1日以降、追加関税率を25%にする （HTSUS8702に分類されるバスなどは10%）	2025年	4月24日 10月21日
					2026年	7月1日

3 | トランプ政権の関税政策の全容（232条・301条・122条）

根拠法	対象品目	発動日		関税率など	ビジネス短信	
1962年 通商拡大法 232条	半導体	2026年	1月15日	・一部の半導体に対して2026年1月15日以降、追加関税率を25%にする	2025年	4月15日
	医薬品		7月31日	・特許医薬品などに対して2026年7月31日以降、追加関税率を100%にする （ただし、一部条件を満たす製品は対象外または軽減税率が適用）	2026年	1月15日
	重要鉱物	関税発動なし		・調査の結果、追加関税の賦課はなし。輸入量調整に向けた貿易相手国との協定の交渉を推進	2025年	4月15日
	民間航空機・同部品	関税発動なし		・調査の結果、追加関税の賦課はなし。輸入量調整に向けた貿易相手国との協定の交渉を推進	2026年	4月3日
		2026年	5月1日	・航空機部品の対台湾関税を、WTO民間航空機貿易に関する協定の対象品目であり、HTSコードに分類されるものは、232条に基づく鉄鋼・アルミ・銅に対する追加関税の対象外	2025年	4月16日
	ポリシリコン・無人航空機システム	—		・232条による調査を商務長官に指示、調査中	2026年	1月16日
	風力タービン・同部品	—		・232条による調査を商務長官に指示、調査中	2025年	5月12日
	ロボット・産業機械、個人用防護具（PPE）・医療機器	—		・232条による調査を商務長官に指示、調査中	2026年	7月13日
1974年通商法 301条	石炭	—		・232条による調査を商務長官に指示、調査中	2026年	5月29日
	中国をはじめとする 海事・物流・造船分野	2025年	10月14日 11月9日	・中国製船舶の米国港湾入港に10月14日以降、追加料金を徴収 （自動車運搬船は中国に限定しない） ・中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税率を11月9日以降、100%に引き上げ →追加料金の徴収と荷役設備に対する追加関税率引き上げを11月10日から1年間適用停止	2025年	7月16日
	ニカラグア輸入品	2027年	1月1日	・301条調査を完了、2027年1月から10%、2028年1月から15%の301条関税を発動	2025年	8月22日
	中国の半導体	2027年	6月	・中国からの半導体などの輸入に対して、2027年6月から実質的に追加関税を発動	2025年	9月26日
	ブラジル輸入品	2026年	7月22日	・301条による調査を実施。25%の追加関税を提案。パブコメを募集中。 →特定のブラジル原産品に対して2026年7月22日以降、追加関税率を25%にする	2026年	7月3日
	ドイツの医薬品	—		・301条による調査中、パブコメを募集中。	2026年	4月22日
1974年通商法 122条	複数国・地域に対する一括調査	2026年	7月24日	・16カ国・地域に対し、過剰生産能力を巡り、301条による調査をUSTRに指示、調査中	2025年	4月22日
				・60カ国・地域に対し、強制労働産品の輸入禁止措置に関し、301条によるをUSTRに指示 →2026年7月24日以降、60カ国・地域に対し、追加関税率を10～12.5%にする	2026年	10月14日
1930年通商法 338条	国・地域問わず全品目 （一部対象外品目あり）	2026年	2月24日	・2月24日～7月23日、全ての輸入に原則10%の課徴金を一般関税率（MFN税率）などに上乗せ	2025年	11月7日
	カナダの乳製品、アルコール、自動車部品	2026年	8月19日 （予定）	・カナダの乳製品・アルコール・自動車部品に対して、2026年8月19日以降、追加関税率を50%にする	2026年	10月22日

4 | トランプ政権の関税政策の全容（IEEPA）

以下、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税は米国の連邦最高裁判所の無効判決を受け、2026年2月24日をもって適用を停止した

根拠法	対象品目		発動日	関税率など	ビジネス短信	
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2025年	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	2025年	2月3日
			3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ		3月4日
			3月4日	・ 全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）		3月4日
	8月1日		・ カナダに35%、メキシコに30%の関税引き上げ （メキシコは90日間延期）	7月11日 7月14日 8月1日		
	3月7日		・ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす産品は追加関税の適用除外 対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日		
	8月6日		・ 既存の関税率に40%を上乗せ（ベースライン関税10%とは別に上乗せ）	8月1日		
	11月20日		・ 一部農産品を対象外とする大統領令を11月20日（米国時間）に発表	11月25日		
	インド原産品		8月27日	・ 既存の関税率に25%を上乗せ予定（相互関税25%とは別に上乗せ）		8月7日
	ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品		4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ。 発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている		3月25日
	キューバに石油を販売する国の 原産品	2026年	2月2日	・ キューバに対して直接または間接的に石油を販売、提供する国からの輸入に追加関税。商務 長官が国を特定し、商務長官の決定の後、国務長官が追加関税の必要性と、必要な場合の税率を判断。その後大統領が、追加関税の賦課などを最終的に判断。	2026年	2月2日
イランから物品などを輸入する 国の原産品	2月10日		・ イランから直接または間接的に、物品・サービスを購買、輸入、その他の方法で取得してい る国からの輸入に追加関税。商務長官が国を特定し、国務長官が追加関税の必要性と、必要 な場合の税率を判断。その後、大統領が追加関税の賦課などを判断。	2月10日		

5 | トランプ政権の関税政策の全容（IEEPA）

以下、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税は米国の連邦最高裁判所の無効判決を受け、2026年2月24日をもって適用を停止した

根拠法	対象品目	発動日		関税率など	ビジネス短信	
国際緊急 経済権限法 （IEEPA）	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは 対象外	2025年	4月5日 4月9日 8月7日	- 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ - 第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ →4月10日～8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加 中国は5月14日～8月12日まで停止 →7月28～29日の米中通商協議でさらに90日の延期が発表 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象。 - 日本との関税交渉が7月22日（米国時間）に終了、日本は15%に - EUとの関税交渉合意を踏まえた共同声明が8月21日（米国時間）に発表 - 相互関税の対象外品目を修正する大統領令を9月5日（米国時間）に発表 - 米中首脳会談を踏まえた米中合意のファクトシートを11月1日（米国時間）に発表 - 農産物を相互関税の対象外とする大統領令を11月14日（米国時間）に発表 - スイスとリヒテンシュタインとの共同声明を11月13日（米国時間）に発表、両国への関税率を15%に引き下げ - 韓国に対する相互関税の修正を官報で12月4日（米国時間）に公示、関税率を15%に引き下げ - 台湾との通商合意成立を2026年1月15日（米国時間）、関税率は15%へ引き下げ	2025年	4月3日
						4月9日
						4月9日
						4月10日
						5月14日
						7月8日
						7月10日
						7月23日
						7月24日
						7月24日
						7月28日
						7月29日
						7月31日
						8月1日
						8月4日
						8月6日
						8月7日
						8月22日
						9月8日
						9月17日
					2026年	11月4日
						11月17日
						11月18日
						12月9日
						1月15日

参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向](#)
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境](#)
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [World Tariff](#)
→日本国内居住者であればジェット口経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- [米国ホワイトハウス](#)
→米国政府公式の発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら

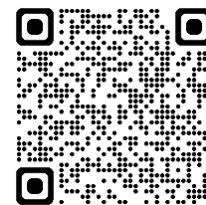


<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

■ ご注意

本資料は情報提供を目的に2026年6月11日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はおお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください